

(公財)高槻市文化振興事業団経営指針

高槻現代劇場

平成31年2月

公益財団法人 高槻市文化振興事業団

目 次

1 はじめに	1
2 経営指針策定の目的と経緯	2
3 高槻市文化振興事業団の役割	3
4 基本方針とミッション(公益的使命)	4
(1) 基本方針	4
(2) ミッション	5
5 ミッションに基づく重点的経営指針	6
(1) 事業について	6
(2) 施設の管理運営について	8
(3) 経営について	9
6 進行管理	10

1 はじめに

今日の日本社会は、人々の多様な生活様式や価値観によって複雑化し、心の豊かさを求める意識が高まったと言われるようになりました。そこで、市民一人ひとりが人間らしく豊かに暮らすうえでなくてはならない心の糧としての文化芸術の活性化が求められています。

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であると位置づけた文化芸術基本法では、文化芸術活動における地方公共団体の責務を明らかにしており、高槻市では同法の趣旨を踏まえ、高槻市文化振興ビジョンを策定しました。

【目指すべき姿】

「いきいきとひとが輝き まちが輝く 市民文化都市 高槻」

【基本方針】

「“高槻”の魅力を高める」

「文化芸術に親しむ・ひろげる・支える」

(「高槻市文化振興ビジョン(平成 25 年 3 月)」より)

高槻市文化振興事業団(以下「事業団」という)は、平成元年 3 月 29 日に設立趣意書・寄附行為を根拠として設立されました。以来、市の文化行政と密接な連携を保ちながら、自主文化事業の企画・実施や市民の自主的な文化活動の援助等を通じて、市民文化の振興を図ってきました。また文化施設の効率的な管理運営を行い、魅力ある市民文化、個性豊かな地域文化の創造に寄与してまいりました。

また、平成 18 年度からは、高槻市立文化会館(以下「高槻現代劇場」という)の指定管理者として、事業運営の効果性・効率性に努めることによって市民サービスの向上を目指し、平成 24 年度には公益財団法人に移行しました。その後、平成 25 年度に策定された高槻市文化振興ビジョンの実現に向け、幅広い事業を行い市の文化政策に大きな役割を果たしてきました。

ところで、最近社会は大きく変化しています。先行きの不透明な経済情勢のなか、格差が拡大し、子どもの貧困までも取りざたされるようになってきました。また、超少子超高齢化、単身世帯の増加など、社会不安を抱える中、人々は霧中にあります。もちろん経済の活性化を求めつつも、今こそ基本に還り、私たち一人ひとりが人間として本当に豊かな生活を送ることができる社会づくりを求めなければなりません。その基盤は人であり文化です。経済活性化のための対処に平行して、人を育て、文化を育てることが重要です。ここで改めて文化の基本を見つめ、文化振興を考えることが必要です。

2 経営指針策定の目的と経緯

事業団では、設立 20 周年の年に、事業団のミッションを再確認し、今後の事業展開や経営の方向性・目標・手法等を明らかにするため、経営指針を策定しました。経営指針に基づき取り組んできた 10 年間は、一定の成果をあげ意義のあるものでした。しかし、策定当時から 10 年を経て、事業団を取り巻く環境の変化が生じてきました。

そこで、設立 30 周年を迎え、従来の経営指針を時代に即して見直し、今後の長期的指針として改定するものです。

3 高槻市文化振興事業団の役割

事業団の役割は、設立趣意書のとおり、文化事業の実施や施設管理を行い、「魅力ある市民文化、個性豊かな地域文化の創造に寄与すること」を基本とする
ことは、改定後も変わりません。

しかし、前述のとおり事業団を取り巻く環境は変化してきています。

文化の力で市民の心の豊かさを醸成することはもちろん、福祉、教育、観光等
にも活かしていくことが期待されている中、市の文化振興ビジョンで示された施策
に密接に沿い、市と一体となりまちづくりの視点で文化施策を展開していくことが
求められます。

そこで、事業団を取り巻く環境の変化や関連法令の制定及び改正の考え方を
取り込み、改めて事業団の目指すべき方向を明確にするため改定するものです。

●関連法令等の制定及び改正

【文化芸術関係】

(国)

- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)(平成 25 年 5 月施行)
- ・文化芸術基本法(平成 29 年 6 月改正)

(高槻市)

- ・高槻市文化振興ビジョン(平成 25 年 3 月策定／平成 26～32 年度)

【事業及び法人運営関係】

(国)

- ・公益法人制度改革関連法令(一般法・整備法・認定法)(平成 20 年 12 月施行)

(高槻市)

- ・高槻市立市民会館建替基本計画(平成 27 年 2 月策定)
- ・高槻市新文化施設管理運営方針(平成 28 年 2 月策定)
- ・高槻市新文化施設管理運営計画(平成 30 年 3 月策定)
- ・「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針(平成 29 年 9 月策定)

4 基本方針とミッション(公益的使命)

(1) 基本方針

事業団は、音楽、古典芸能、演劇等の優れた芸術・芸能を鑑賞する機会の提供・普及・創造を担います。また、市民活動支援・協働で地域に密着した事業を行います。地域の文化力を高め、市民のアイデンティティ構築や都市魅力の向上や発信に努めます。

適切な管理や経営をとおり、市民サービスの向上に努めます。

すべての高槻市民にとって、高槻現代劇場が身近なものとなるよう取り組むとともに、高槻市の文化度の高さを示すことにつながるため、市外からの参加も歓迎します。

市の文化施策の場であるの運営・管理にあたっては、ホール・施設(ハード)と公演事業等(ソフト)とこれを運用する人材を一体として考えることを基本とします。

(2) ミッション

基本方針に基づき、以下のとおり高槻市文化振興事業団のミッションを定めま
す。

事業について

- ① あらゆる世代・立場の市民に、優れた舞台芸術を鑑賞できる機会を提供しま
す。(鑑賞系)
- ② 人材を育成し、新しい舞台芸術の創造に努め、市民に斬新な作品や表現に
出会う機会を提供します。(創造系)
- ③ 誰もが気軽に舞台芸術にふれ合うことによって、市民の芸術文化活動のより
一層の活性化を促進します。(普及系)
- ④ 市民の文化活動をさまざまな角度から支援し、舞台芸術活動がより一層身近
なものとなるよう取り組みます。(市民の文化活動支援)
- ⑤ まちづくりの視点で、地域に貢献する事業を推進します。(地域への貢献)

施設の管理運営について

- ① 利用者の立場で施設の利便性を追求し、ホスピタリティあふれるサービスを提供
します。(施設のサービス)
- ② 利用者の声が反映される施設運営を目指します。(場の提供・支援)
- ③ 安全・安心・快適な環境を提供します。(施設の維持管理)

経営について

- ① 市民や利用者のニーズを把握し、地域に根ざした経営を行います。(リサーチ
& マーケティング)
- ② 無駄を省いた効率的な運営が行えるよう経営体制を整えます。(経営体制)
- ③ 効率的で円滑な経営を目指します。また、高槻市の外郭団体として市の文化
施策を推進し、公平・公正・公益重視の経営を行います。(経営努力)

5 ミッションに基づく重点的経営指針

(1) 事業について

質の高い芸術事業の提供

- 世代・立場を越えてあらゆる市民に対し、幅広い分野で質の高い、多種多様な事業を提供します。

舞台芸術の創造と人材の育成

- プロの芸術家と市民が新しい作品を創造する機会を提供します。
- 市民の表現活動を支援するとともに、人材の育成に努めます。

誰もが気軽に舞台芸術にふれ合う機会の提供

- 誰もが気軽に参加できる事業を開催し、文化芸術にふれる機会を提供します。
- 学校や地域等と連携し、アウトリーチ事業を計画的に実施し、身近な場所で文化芸術にふれる機会や体験の場を提供します。

市民の文化活動支援

- 広く市民が参加できる事業を実施します。
- 実行委員会形式も含め、市内で活動している文化団体の活動を支援します。
- 地域のプロの芸術家と連携した事業を実施します。

地域への貢献

- 地域のイベントや地元の商店街等と連携し、地域と一体化した文化のまち高槻を目指します。
- 高槻を題材にした作品を通して市の魅力をアピールします。
- 市外の文化芸術団体と連携し、文化をとおした都市交流を推進して、高槻市のイメージ向上に寄与します。
- 文化・芸術関係の情報収集に努め、市民からの相談に応じて、アーティストの紹介や企画の提案などを行ないます。

会員組織「高槻文化友の会」の充実

- 友の会の魅力向上を図ることで高槻現代劇場のファンを増やし、文化を支えるサポーター組織としてその充実に取り組みます。

(2) 施設の管理運営について

施設のサービス

- 受付業務は、施設・設備等の多岐にわたる知識が必要であり、事業と並ぶ基幹部分にあたります。経験によって得られる知識だけでなく、接遇・提案も含めた系統だった研修を通じてホスピタリティの向上に努めます。
- 利用者の視点に立ち、利用者の声に耳を傾けるとともに、利用相談にも適切に対応できる柔軟な運営を追求します。
- 情報誌「高槻現代劇場」やホームページなどの内容を充実させるとともに、タウン誌やケーブルテレビなどのネットワークを利用したPRなど、情報発信に取り組んでいきます。
- ウェブ(Web)を活用した予約システム等の充実を図り、利用者の利便性の向上を目指します。

安全で安心して利用できる施設の維持管理

- 危機管理の視点からの訓練実施はもちろんのこと、AED研修などを定例義務化し、利用者の安全・安心の向上を図ります。
- 施設を安心して使っていただくため、適切な修繕に努めるほか、施設の設備の保守点検やメンテナンスなど、市と十分連携して維持管理体制を整えます。

(3) 経営について

リサーチ&マーケティングの充実

- 長年、高槻現代劇場の管理運営に携わってきた中で蓄積してきたデータの総合的な分析を行い、活用していきます。
- 普段、高槻現代劇場に関わりの少ない人たちのニーズを知るために、調査の手法を検討し、実施につなげます。
- リサーチ&マーケティングを通じて、(公財)高槻市文化振興事業団及び高槻現代劇場のブランドを構築していきます。

経営体制

- コンプライアンスの推進を図り、公益法人として適正な組織運営を行います。
- これまで培ったノウハウを活かし、市の文化施策を推進する役割を担うとともに、高槻市の外郭団体として、市の様々な施策を見据えた事業運営に取り組めます。
- 高槻市の芸術文化振興に寄与する専門組織として、職員の専門性の向上に努めるとともに、長期的な経営を視野に入れて組織の強化を図ります。
- 業務の精査に常に取り組み、効率的で良質な事業運営を行うとともに、職員のワークライフバランスの推進にも努めます。
- 事業運営や法人運営のあらゆる場面において、柔軟な運営を追求します。

経営努力

- 事業の質を落とすことなく、経費の削減や効率的で円滑な運営が行われるよう、経営努力に努めます。
- 事業収入の確保や助成金等の活用等により、財政面での安定化に努めます。
- 独自に作成した評価指標を活用し、事業・施設運営・組織運営全般の評価を多角的に行い、課題を把握、改善策を検討することで、経営改善に取り組めます。
- 事業及び施設利用について、営業活動を行います。

6 進行管理

定期的な事務局会議で進捗状況および達成度をチェックするとともに、随時理事会・評議員会に報告を行い、助言を受けます。